

蛍光灯など水銀使用廃製品は役場等へ

(1) 水銀使用廃製品の回収

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)」および「大気汚染防止法の一部を改正する法律」に基づき、蛍光灯等の水銀使用廃製品の適正な処理を行う必要があることから、市町村は必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。このため、村では、一般家庭から排出される、使われなくなった蛍光管等の水銀使用廃製品を回収(これを拠点回収といいます)しております。

(2) 水銀使用廃製品を廃棄する場合の注意

一般家庭から排出される蛍光管や水銀体温計・水銀温度計などを廃棄する場合は、ごみ集積所に出さず、商工観光課・検原出張所・住民課にお持ち込みください。また、一部の家電量販店、ホームセンターなどでも使われなくなった蛍光管を回収していますので、店舗にご確認ください。

- ・蛍光灯…割れないよう購入時のケースに入れる、新聞紙等で包装する
- ・水銀体温計、水銀温度計…割れないよう購入時のケースや保管ケースに入れる
- ・水銀血圧計…ポリ袋等に入れる

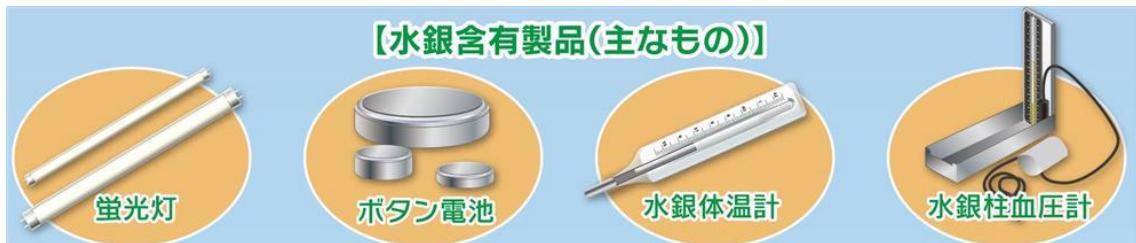
※破損した場合は、新聞紙等で包んでポリ袋等に入れ、密封してください。

※LED ランプ、白熱電球、ハロゲン電球、グロー球等の水銀を使用していない製品は、ほかの不燃ごみと一緒に出してください。

(3) 水銀使用廃製品とは

水銀使用廃製品とは、蛍光管や水銀体温計・水銀温度計などの水銀が含まれた廃棄物のことです。

- ・蛍光管(直管型、環型、電球型)
(LED ランプ、白熱電球、ハロゲン電球、グロー球は対象外)
- ・水銀体温計、水銀血圧計
(デジタル体温計、デジタル血圧計は対象外)
- ・水銀電池など



※水銀使用廃製品が入った不燃ごみは収集されません

お問合せ先 住民課 TEL 0241-23-3113